

清流

令和3年8月1日発行

令和 3 年度



設立 70 周年

(安曇川沿岸土地改良区)

第33号

昭和20年代



昭和30年代



令和3年6月現在



平成初頭

合同井堰 ~ 昭和から令和へ ~

(安曇川町長尾地先)

安曇川沿岸土地改良区は
昭和26年3月10日に設立され
今年で70周年を迎えました

目 次

◆ 理事長あいさつ2	◆ こんなときは届出が必要です6
令和3年度連絡調整員の紹介2	組合員資格得喪通知書、6
◆ 第71回通常総代会を開催3	口座振替、農地転用、決済金について6
◆ 令和2年度完了事業4	◆ 転作による減額と還付について7
◆ 令和3年度実施予定事業5	よくあるお問合せ 等7
かんがい事業補助金について5	◆ 改良区からのお知らせ8

ごあいさつ

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当土地改良区の運営並びに業務の推進に格別なるご理解とご協力・ご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本年も新型コロナウイルス感染拡大関連情報が連日報道され、高島市においては5月より高齢者のワクチン接種が始まりました。変異株により感染拡大に歯止めが利かない中、全国民へのワクチン接種完了の時期がいまだ見えない状況であります。組合員の皆様におかれましても健康には十分ご留意くださるようお願い申し上げます。

さて、今日の農業・農村を取り巻く環境は、農家の減少や高齢化、担い手不足に加え、農業水利施設の老朽化による食料生産機能および多面的機能の低下、さらには頻発する豪雨や地震に対する防災上の対策も懸念されています。国ではこうした厳しい現状を踏まえ、食料の安定供給や農村の振興を図るべく、令和2年3月に「食料・農業・農村基本計画」が改定されました。

当改良区は設立70年を迎え、施設の老朽化も進んでおり、年次計画をもって順次改修を進めているところであ

ります。

奥山ダムでは、昨年度実施した耐震調査で「耐震性を有しない」という結果となり、本年度に調査設計業務を発注し、令和5年度採択申請に取り組む予定です。

灌漑用水につきまして、今年度は作付時期に一定の降雨があり交互送水をすることなく現在に至っておりますが、今後の状況によっては交互送水を実施することもございますので、組合員の皆様のには引き続き節度ある取水にご協力いただきますようお願いいたします。

また、高島市において上安曇地域農地整備事業が計画されており、改良区として具体的にどのように関与するか、市および実行委員との協議を重ねていきたいと考えております。

最後に、組合員の皆様には、農業が厳しい状況に置かれている昨今、多面的機能を果たす農地を次世代までつなげていくことが責務と考えております。より一層の本改良区へのご支援・ご協力をお願い申し上げるとともに、皆様のご多幸をご祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。

安曇川沿岸土地改良区 理事長 中川幸雄

令和3年度 連絡調整員の紹介(敬称略)

各集落の連絡調整員様より、改良区の広報紙など配布物の送付・連絡事項の通知をさせていただいております。
連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

下古賀	石黒太嘉史	沖田	奥谷義則	青柳	柴田敬三	五十川	足立哲夫
上古賀	入江正幸	北出	石島一明	新庄	田中究	辻沢	足立功
長尾	中島哲三	三尾里	日置雅行	川原市	竹井謙吾	今市	上田俊彦
中野	清水光男	西万木	地村真寿男	井ノ口	井上孝司	平井	尾島徹哉
南古賀	中谷修	五番領	中村茂信	安養寺	柴原隆二	田井	川島伊士郎
南市	安原善博	馬場	西川崇	北畠	清水嘉昭	森	庭川清治
下ノ城	西沢博文	三重生	多胡重孝	藪園	木庄弘幸	堀川	八田隆之
仁和寺	村山雅和	庄塙	長宗学	太田	清水均	山形	八田康
三田	白藤政喜	上寺	小川長雄	深溝	竹下和彦	霜降	山川三津浩
佐賀	鈴木善裕	十八川	井口幸太郎	針江	吉野信吾	米井	中西與志治

送水量などのご要望は、各集落の連絡調整員様を通じてご連絡をお願いします。

第71回 通常総代会を開催

令和3年3月20日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の14議案が原案どおり全て可決承認されました。
なお、今回も新型コロナウィルス感染症予防のため、書面議決による開催とさせていただきました。

【総代会提出議案】

- 議 第 4 号 会計細則の一部改正の承認について
- 議 第 5 号 地区除外等処理規程の一部改正の承認について
- 議 第 6 号 特別会計の廃止並びに一般会計への統合について
- 議 第 7 号 令和2年度一般会計補正予算(第3号)及び繰越明許費について
- 議 第 8 号 令和2年度地区除外決済金特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 9 号 令和2年度退職給与積立金特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 10 号 令和3年度事業計画について
- 議 第 11 号 令和3年度決済金算定基準の変更について
- 議 第 12 号 令和3年度役員報酬について
- 議 第 13 号 令和3年度組合費の賦課徴収方法について
- 議 第 14 号 令和3年度歳計現金の預入先について
- 議 第 15 号 令和3年度一時借入金について
- 議 第 16 号 令和3年度長期借入金について
- 議 第 17 号 令和3年度一般会計予算について



複式簿記への移行について

これまで土地改良区の会計は、単式簿記により処理しておりましたが、土地改良法の改正に伴い、令和4年度までに複式簿記への移行を義務付けられました。

当改良区では今年度よりシステムを導入し、複式簿記での会計処理を行っています。

総代会の開催について

当改良区では、年2回の総代会を開催していましたが、今年度より決算認定だけの臨時総代会は開催せず、3月の通常総代会のみとさせていただきます。

(役員選任がある年は、5月に臨時総代会を開催します)

令和元年度 一般会計收支決算の報告			
単式			
令和2年11月21日(土) 第90回臨時総代会が開催され、可決されました。			
取 入	決 算 額	支 出	決 算 額
1 組合費	50,577,310 円	1 事務所費	18,344,977 円
2 借入金	3,420,000 円	2 維持管理事業費	18,769,365 円
3 補助金	8,470,000 円	3 債還金	4,133,711 円
4 交付金	0 円	4 負担金	12,734,630 円
5 雑収入	1,299,242 円	5 財産費	3,043,977 円
6 財産収入	0 円	6 諸費	6,208,523 円
7 繰入金	461,477 円	7 予備費	0 円
8 繰越金	3,941,546 円		
合 計	68,169,575 円	合 計	63,235,183 円
【差引額】 4,934,392 円 を令和2年度へ繰越しました。			

複式

令和3年度 一般会計收支予算の報告			
複式			
令和3年3月20日(土) 第71回通常総代会が開催され、可決されました。			
取 入	予 算 額	支 出	予 算 額
1 土地改良事業収入	52,093,000 円	1 土地改良事業費支出	60,327,000 円
2 附帯事業収入	590,000 円	2 一般管理費支出	34,382,000 円
3 基本財産運用収入	22,000 円	3 土地改良事業負担金支出	5,627,000 円
4 特定資産運用収入	183,000 円	4 借入金返済支出	1,753,000 円
5 補助金等収入	46,530,000 円	5 支払利息	318,000 円
6 交付金収入	800,000 円	6 固定資産取得支出	1,606,000 円
7 寄付金収入	1,000 円	7 特定資産積立支出	7,043,000 円
8 雑収入	745,000 円	8 雜支出	82,000 円
9 借入金収入	4,500,000 円	9 予備費	1,000,000 円
10 特定資産取崩収入	3,753,000 円		
11 固定資産売却収入	204,000 円		
12 前年度繰越金	2,717,000 円		
合 計	112,138,000 円	合 計	112,138,000 円

令和2年度 完了事業

◆ 農業水路等長寿命化事業

長尾転落防止柵設置工事



◆ 農業用河川工作物応急対策事業

床止工仮応急工事



◆ 小規模土地改良事業

北畑幹線用水路補修工事



◆ ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

水位計遠隔監視通報装置設置工事



◆ 農業水利施設保全合理化事業

奥山ダム耐震性能調査業務

機能保全計画策定 1式 (調査結果: 耐震性を有しない)

中野転落防止柵設置工事(その1・その2)



令和3年度 実施予定事業

◆ 小規模土地改良事業

北畠幹線用水路補給水路新設



(B)2000 × (H)1000 L=4.0m

北畠幹線用水路改修



(B)1840 × (H)1200～900 L=5.89m

◆ ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

中野転落防止柵設置



転落防止柵 横3段ビーム型 (H)800 L=48m

◆ 農業水利施設保全合理化事業

隧道改修事業計画資料作成 一式



奥山ダム 大規模土地改良事業計画策定 一式



令和2年度に実施した調査結果により、事業計画を策定

◆ 団体営農地防災事業

床止工改修事業計画資料作成 一式



令和2年度から継続

かんがい事業の補助金について

安曇川沿岸土地改良区では、地区内の受益者が加入している集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合を対象に用水路の整備補修等に係る事業費に対し補助金を交付しております。

ただし、多面的機能支払交付金を受けている事業は対象外となります。

※ 補助金交付には集落から要望書の提出が必要となりますので、詳細は改良区までお問合せください。

【要望書提出期日】

事業を実施する年の
前年の12月末日まで

対象者	安曇川沿岸土地改良区の地区内受益者が加入している団体 《集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合》		
対象事業	上記対象者が施工した1事業の事業費が20万円以上の事業		
対象経費	補助率	限度額	
① 用排水路の整備補修に係る事業費 (地元100%負担)	対象事業費の30%以内	40万円以内	
② 用排水路の整備補修に係る事業費 (県又は市の補助を受ける)	県または市補助事業残の30%以内	30万円以内	
③ 県営幹線用水路沿いの 防草シート敷設に係る事業費	対象事業費の50%以内	20万円以内	

※ 補助金は予算の範囲内で補助対象者に対し補助するものとします。

令和3年度 県営かんがい排水事業の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
基幹水利施設整備型 安曇川左岸2期地区	県営左岸幹線 用水路改修	平成26年度 ～ 令和5年度	安曇川町 上古賀・下古賀 地先	667,000,000 (円)	75,000,000 (円)	5,625,000 (円)	用水路工 L=308.3m 用地補償・測量試験
県営農地防災事業 (障害防止対策事業) 奥山ダム地区	ダム遠隔監視 制御装置更新	平成30年度 ～ 令和4年度	安曇川町 上古賀・下古賀 地先	350,000,000 (円)	63,630,000 (円)	- (円)	機器更新

こんなときは届出が必要です

● 組合員の資格等に変更があった場合

- ・耕作者の変更
- ・農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前贈与または組合員死亡による名義変更
- ・住所変更



組合員資格得喪通知書

の提出が必要です

用紙は、改良区事務所またはホームページからダウンロードできます。

※ 賦課基準日は、4月1日です。基準日以降に提出されると、翌年度の変更となります。

※ 農業共済や農業委員会への届出だけでは、土地改良区の組合員の変更はできません。

※ 用紙の提出がない限り、組合員の変更ができません。

※ 前年度と同じ方に賦課金がかかりますので、変更がある場合は忘れずに用紙の提出をお願いします。

● 振替口座を変更・口座振替を新規契約したい場合

- ・振替口座を変更したい
- ・口座振替を新規契約したい



預金口座振替依頼書

の提出が必要です

専用の用紙がございますので、改良区までご連絡ください。

※ 4月末日と11月末日の年2回、納入通知書に記載されている金額が口座振替で引落されます。

(4月に送付している納入通知書で後期が0円の場合は年1回となります)

※ 口座振替依頼書を金融機関に提出されると、1~2週間程度で改良区に控えが届き、契約が完了します。

4月、11月の口座振替直前に変更する場合は、口座振替に間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

【取扱金融機関】

JALーク滋賀、関西みらい銀行
滋賀銀行、滋賀県信用組合、ゆうちょ銀行

※ 用紙は、取扱金融機関の窓口へ提出をお願いします。

※ 口座を停止・解約された場合は、改良区までご連絡ください。

※ 口座振替の手数料は、改良区で負担しております。

● 農地を転用(地区除外)したい場合

- ・田を住宅等へ転用
- ・公共事業用地(道路等)による転用(寄付含む)



農地転用等の通知および意見書交付願

の提出が必要です

用紙は、改良区事務所またはホームページからダウンロードできます。

農地転用(地区除外)の際は、面積に応じて 決済金の納付が必要です。

※ 公共用地買収(寄付の場合も含む)の場合でも決済金の納付が必要です。

※ 地区から除外されるのは翌年度からとなります。当年度の賦課金は一年分納付していただく必要があります。

※ 青地農地の転用を検討されている場合は、事前に改良区へお問合せください。

令和3年度
決済金単価

1m²あたり 138 円

● 決済金とは

土地改良施設の維持管理費や工事にかかる事業費などは、組合員の皆様に納めていただいている賦課金でまかなわれています。転用などで土地改良区の受益地(田の面積)が減少すると、残された農地(組合員)で費用を負担することとなり、組合員一人ひとりに係る負担が大きくなってしまいます。そこで、農地を転用する際に決済金を納めていただくことにより、残された農地(組合員)への負担をなくし、公平を図っています。

決済金単価は、毎年4月1日を基準に算出しており、年度ごとに変動します。

● 農地中間管理機構の経由の移動

農地中間管理機構を経由する場合、組合員資格喪失通知書の提出がなくても、機構からの報告により受け手の方に耕作権が移転されます。

● 耕作権移転や売買を行うときの注意

土地改良法第42条第1項の規定により、滞納賦課金がある場合、新資格者に承継されます。

改良区の賦課金は、

4月1日に1年間の金額が確定します。

耕作権の移動、名義変更、

売買や農地転用(地区除外)など

書類の提出は、

3月末日までに！

« 余裕をもった書類提出にご協力ください »

よくあるお問合せ

Q 農業共済で耕作者を変更したのに賦課金がかかっています。

Q 耕作していた土地を返したのに賦課金がかかっています。

A 改良区へ組合員資格喪失通知書を提出してください。

提出がない限り、改良区の組合員の変更ができません。

Q 転用して地区除外したのに賦課金を払わないといけないのか。

A 改良区の地区から除外されるのは、翌年度からとなります。

転用する年度の賦課金は納付していただく必要があります。

Q 転作による減額は、4月にはできないのか。

A 細目書データの提供を受けるのが秋頃になりますので、4月の時点では転作の確認をすることができません。

Q 分割払いはできないのか。

A 振込の場合、納付者様のご都合で分割払いをしていただいて構いませんが、振込手数料はその都度納付者様のご負担となります。

口座振替は、金額の変更ができないので分割にはできません。

● 転作による減額と還付について

毎年、農業共済の細目書データを提供していただき、転作がある場合は事業賦課金を半額にさせていただいております。

細目書のデータを基にしておりませんので、細目書を出されていない場合や、改良区に直接申出があつても対応できません。

また、申請内容によっては減額の対象にならない場合があります。

◆ 春頃 細目書の取りまとめ (各集落にて)

※ 細目書は集落で取りまとめられていますので、変更がある場合は、各集落の農事さんにお伝えください。

※ 遠方にお住まいの方は、農業共済から直接細目書を送付していただくよう手配することも可能ですので、改良区までご相談ください。

◆ 秋頃 転作の確認 (改良区にて)

農業共済の細目書データを基に、転作(減額)の集計をします。

◆ 11月頃 減額 または 還付

後期(11月)に賦課金納付がある場合 … 11月の納付額を減額

後期(11月)に賦課金納付がない場合 … 減額分を還付

(前期に送付している納入通知書の「後期」が0円の場合、11月までに賦課金を全納している場合)

○ 減額になる例 ○

保全管理(全部)(部分)
小豆、大豆、大根などの作物名
自家用野菜
景観レンゲ、景観コスモス
農業用施設用地
など

× 減額にならない例 ×

主食用水稻、加工用米
WCS用稻、飼料用米
新規需要米(輸入用)
青刈(助成金対象外)
多収性専用品種(飼料用米)
飼料作物(耕畜連携 資源循環対象)
調整水田(全部)(部分)
養魚池、養魚水田
など

4月に送付している納入通知書には
減額前の金額が記載されています。

転作がない場合は、金額に変わりありません。

改良区からのお知らせ

● 令和3年度賦課金について

納入期日	前期	令和3年4月30日
	後期	令和3年11月30日

- ◆ 賦課金は、4月1日を基準に組合員に賦課されます。
- ◆ 期日を過ぎても納入の確認ができない場合、督促状を発送します。
- ◆ 令和3年度 経常賦課金 10aあたり 2,300円（前年比 100円増）
高島市からの補助金削減に伴い、昨年度から賦課金額の改定をしております。（令和5年度まで）

納入期日までの納付にご協力をお願いします

改良区では、納付の手間が省ける 口座振替 をおすすめしております

水路には絶対近づかないでください



改良区の管理する水路には危険な箇所がありますので、付近を通行する際は十分注意してください。特に、台風や豪雨で増水した水路には絶対に近づか

● 幹線用水路 水路清掃について

今後の予定	春期	令和4年3月20日
	夏期	令和4年7月17日

水路清掃は毎年7月と3月の第3曜日に実施します。

◆◆◆◆ お願い ◆◆◆◆

水路清掃の前日から水路の水を止めますので
鯉の水などは各ご家庭で対応をお願いします

● 水管理について

◆公平な配水を実施するため 用水のかけ流しはやめましょう！
かけ流しは、用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの用水・排水の適切な管理をお願い致します。

◆ゴミや雪などを水路に落とさないでください！
水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなつて迷惑がかかります。
また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミ、雪などは水路に捨てず各自で適切に処理してください。

◆豪雨時の堰板の管理について
豪雨時には水路の水があふれる原因になりますので、各自で設置されている堰板は各々適切な管理をお願いします。

すべての場所に水が行き渡るよう、
適切な水管理にご協力をお願いします。

安曇川沿岸土地改良区では、水路清掃や交互送水などのお知らせを配信しております。

昨年から開始したメール配信に加え、今年度からはLINEでも配信することになりました。

皆様の登録をお待ちしております。



メール配信登録

- ① カメラを起動してQRコードを読み取る
- ② 必要事項を入力して登録
- ③ 登録が完了すると確認メールが届きます

迷惑メール対策をされている方は、
改良区(mail@adogawaengan.com)からのメールを
受信できるよう設定していただく必要があります。
(設定は通信会社や機種によって異なります)



【発行所】 安曇川沿岸土地改良区

【発行人】 理事長 中川幸雄

【住所】 520-1202

滋賀県高島市安曇川町

下古賀1543番地1

【電話】 0740-33-0009

【FAX】 0740-33-0093

【Eメール】 mail@adogawaengan.com

【ホームページ】 <https://www.adogawaengan.com>



LINE友だち登録

- ① LINEアプリを起動
- ② ホーム(左下)を選択
- ③ 右上アイコンの中央を選択
- ④ QRコードを選択し、追加で登録

または、

『安曇川沿岸土地改良区』

で検索して登録をお願いします

